

東 北 支 部 規 程

平成11年11月11日制定

平成21年5月1日改正

2013年6月25日理事会決イ)

2015年6月22日理事会決ロ)

2021年6月17日理事会決ハ)

2021年11月15日理事会決二)

第1条（名称） この支部は、日本建築学会東北支部という。 イ)

第2条（事務所） この支部は、事務所を仙台市内に置く。

第3条（構成） この支部の地域は次の通りであって、日本建築学会一般規則（以下、「一般規則」という）第3条の規定により、この支部に所属する日本建築学会の会員をもって構成する。 イ)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

第4条（目的・事業） この支部は、定款に規定する目的ならびに事業に準拠して、必要な事業を行う。 イ)

第5条（支所） この支部は、活動の円滑をはかるため、宮城県を除く各県に支所を置く。

2. 支所の組織、運営等については、支部役員会の承認を必要とする。 イ)

第6条（支部役員） この支部には、次の支部役員を置く。 イ)

支部長 1名

常議員 14名

支部監事 2名

第7条（支部役員を選任） 支部長は、理事の中から理事会が選任し、常議員は、この支部の正会員の選挙によって決める。 イ)

2. 常議員の選挙はこの支部の選挙細則に基づき、これを行う。 イ)

3. 支部監事は、この支部の正会員の中から、支部役員会の議を経て、支部長が委嘱する。 イ)

第8条（支部役員職務） 支部長は、支部を代表し、会務を掌理し、支部総会および支部役員会の議長となる。 イ)

2. 常議員は、会務を処理し、支部役員会で会務を審議し、議決する。また、支部長に事故のあるときは、支部長があらかじめ指名した順位で、その職務を代行する。 イ)

3. 常議員は、総務・企画、会計・会員、学術・教育および図書・情報について、それぞれの会務を分担する。

4. 支部監事は、支部の経理ならびに会務の執行状況を監査する。 イ)

第9条（支部役員任期） 支部役員任期は2か年とし、6月に始まり翌々年5月に終

る。ただし、支部長の任期は、理事としての在任期間とする。また、支部監事の再任は妨げない。 イ)

2. 常議員は毎年その半数を交代する。ただし、重任することはできない。 ロ)

3. 補欠による支部役員任期は、前任者の残任期間とする。 イ)

4. 支部役員は、その任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。 イ)

第10条（支部役員補充） 支部長が欠けたときは、定款第30条により補充することができる。 イ)

2. 常議員に欠員を生じたときは、この支部の選挙細則で定められた補欠者の中から補充する。 イ)

3. 支部監事が欠けたときは、第7条に準じて補充する。 イ)

第11条（支部総会） 支部通常総会は毎年1回、支部長がこの支部に所属する正会員を招集して開く。 イ)

2. 支部臨時総会は、支部役員会が必要と認めたとき、またはこの支部の正会員の10分の1以上から請求のあったときに、支部長が招集して開く。 イ)

3. 支部総会は通信によって行うことができる。 イ)

第12条（支部総会の報告事項） 支部総会において次の事項を報告する。 イ）ハ）

（1） 支部の事業計画および収支予算 イ）

（2） 支部の事業報告および決算報告 イ）

（3） 支部規程の変更 ハ）

（4） 支所の設置ならびに廃止 ハ）

（5） その他支部役員会の必要と認めた事項 ハ）

第13条（支部役員会の構成・任務） 支部役員会は、支部長および常議員をもって構成する。 イ)

2. 支部役員会は、年2回以上支部長が招集し、この規程で別に定める事項のほか、支部に関するいっさいの事項を議決する。 イ)

3. 支部監事および支所長は、支部役員会に出席して意見を述べることができる。 イ)

第14条（支部役員会の議決） 支部役員会は、常議員の3分の1以上の出席によって成立する。 イ）二）

2. 支部役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。 イ)

3. 支部役員会は、通信によって行うことができる。この場合は、その回答をもって出席とみなし、支部役員会の成立および議決に関して、前2項を準用する。 イ)

第15条（経費・経理） この支部の経費は、本部からの交付金、支部基金または事業から生ずる収入、寄付金およびその他の収入で支弁する。

2. 寄付を受けるときは、支部役員会の承認を必要とする。 イ)

3. 経理は、日本建築学会経理規則で定めるところによる。 イ)

第16条（会計年度） この支部の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第 17 条(予算・決算) この支部の収支予算および決算報告は、支部役員会の議決を経た後、本部への報告を必要とする。 イ)

第 18 条(委員会) この支部が、第 4 条の目的および事業を遂行するために必要と認めるときは、委員会を設けることができる。 イ)

2. 委員会を設けるときは、支部役員会の承認を必要とする。また、廃止するときも同様とする。 イ)

3. 委員会の組織、運営等については、支部長が別に定める。

第 19 条(補 則) この規程で特に定めない事項は、すべて定款および一般規則を準用する。 イ)

第 20 条(規程の改廃) この規程の改廃は、支部役員会の議を経て理事会の決議によって行う。 イ) ハ)

附 則

1. この規程は、附則で別に定める事項を除いて、1999 年 11 月 11 日から施行する。

2. この規程第 9 条の改正によって生じた常議員の任期の変動は次による。

(1) 1998 年 1 月に就任した常議員の任期は 2000 年 5 月までとする。

(2) 1999 年 1 月に就任した常議員の任期は 2001 年 5 月までとする。

3. この規程は、2013年6月25日から施行する。 イ)

4. この規程は、2015年6月22日から施行する。 ロ)

5. この規程は、2021年6月17日から施行する。 ハ)

6. この規程は、2021年11月15日から施行する。 ニ)